

排水設備完了検査の主なチェック項目等

1. 平面図、縦断図が現状と相違はないか。
(申請時と配管、マス等の数や配置の変更、その他、重要な変更がある時はあらかじめ上下水道係に十分相談すること。) 平面図の器具(手洗い等)からの配管・接続状況は正確に記入願います。雨水管(緑色の線)や浄化槽のあった場所の記入を忘れないでください。新設の管は実線、既設管は点線で記入。
2. 排水管の勾配が図面のとおりか。(排水管の内径が100mmの場合、勾配が2%以上にとれない場合等は、あらかじめ相談してください。)
3. 無理のない配管であるか。(排水管の途中で自在管等を設置する場合も工事前に必ず相談してください。)
4. 完全に接合されているか。接合部の硬化を待って、良質土で厚さ20cm毎に入念に突き固めながら埋め戻すこと。この時、布設した管が動かないよう十分注意すること。
5. 器具からの排水にはトラップの設置。(二重トラップにならない様に。)
6. 雨水枡からの完全な分離がなされているか。
7. 土被りは、200mm以上(宅地内)、500mm以上(私道)。難しい場合は管を損傷しないように防護措置を講じる。あらかじめ相談してください。
8. 便所からの排水枡は、3cm以上の段差付を原則とし、第1枡の設置は大便器の壁から3m以内のところに設けなければならない。
9. 枡間の距離は、120φ(管径の120倍)を上回らないこと。枡の内径は150mm以上とする。
10. 便槽、浄化槽の処理 ※全撤去出来ない場合
 - ①槽内を消毒実施後、浸透水等が便槽内に滞留しないようする。便槽の底を割る。
 - ②浄化槽底部に10cm以上の孔を数カ所開けるかすべて撤去する。
 - ③将来、沈下しないよう十分締め固める等施工する。
11. 完了検査時には、責任技術者が立ち会うこと。
12. 舗装工事や大型クレーン車の乗入れ等により、管が中だれや変形を起こし、水が停滞する場合、手直し工事が必要となりますので、十分注意すること。
13. その他、うきは市下水道排水設備施工基準、うきは市下水道排水設備技術基準を遵守して施工してください。

※図面等に訂正がある場合は、速やかに差し替えか訂正をお願いします。

※申請時、見積時には、宅内の水回りの確認を十分して取り込み漏れがないようにくれぐれも宜しくお願いします。